

新潟県病院局管理規程第7号

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程

新潟県病院局事務委任規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において「院長」とは、新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第19条に規定する病院の院長を、「校長」とは、同規程第24条に規定する看護専門学校長をいう。</p> <p>（院長等への共通委任）</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、院長及び<u>校長</u>に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の旅行（院長及び<u>校長</u>の5日以上（略）の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。</p> <p>(3)～(5)の5 (略)</p> <p>(6) 職員の休暇、部分休業及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（院長及び<u>校長</u>の5日以上に係るもの並びに結核性疾患に係るものうち1日を単位とするものを除く。）。</p> <p>(6)の2～(17) (略)</p> <p>(18) 病院の分掌事務の執行に関し、許可、認可等を要するものについて当該許可、認可等の申請をすること。</p> <p>(19) (略)</p> <p>（委任の特例）</p> <p>第4条 前条の規定により委任した事務のうち、次の各号の一に該当するものについては、院長又は<u>校長</u>は、その処理につきあらかじめ病院局長の指揮を受けなければならない。</p> <p>(1) 院長又は<u>校長</u>等において特に重要又は異例と認めるもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において「院長」とは、新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第19条に規定する病院の院長を、「校長」とは、同規程第24条に規定する看護専門学校長を、<u>「所長」とは、同規程第17条の6に規定する六日町・小出病院事業清算事務所の所長</u>をいう。</p> <p>（院長等への共通委任）</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、院長、<u>校長及び所長</u>に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の旅行（院長、<u>校長及び所長</u>の5日以上（略）の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。</p> <p>(3)～(5)の5 (略)</p> <p>(6) 職員の休暇、部分休業及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（院長、<u>校長及び所長</u>の5日以上に係るもの並びに結核性疾患に係るものうち1日を単位とするものを除く。）。</p> <p>(6)の2～(17) (略)</p> <p>(18) <u>病院及び六日町・小出病院事業清算事務所</u>の分掌事務の執行に関し、許可、認可等を要するものについて当該許可、認可等の申請をすること。</p> <p>(19) (略)</p> <p>（委任の特例）</p> <p>第4条 前条の規定により委任した事務のうち、次の各号の一に該当するものについては、院長、<u>校長又は所長</u>は、その処理につきあらかじめ病院局長の指揮を受けなければならない。</p> <p>(1) 院長、<u>校長又は所長</u>等において特に重要又は異例と認めるもの</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。